

## 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
1	両総農業水利事業共用施設緊急応急その4工事 千葉県香取市牧野地内 平成24年1月30日から平成24年3月9日 土木工事	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所長 小泉 勝	千葉県東金市松之郷2333	平成24年1月27日	前田建設工業株式会社 東京土木支店	東京都千代田区飯田橋1-12-7	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	4,389,000	4,305,000	98.0%	—	東日本大震災の影響により損傷をうけた水路から漏水が平成24年になって確認され、施工を遅らせることは民政安定上重大な支障が発生すると懸念され、緊急の必要により競争に付することが出来ないことから随意契約を行う。	③イ	—
2	高棕新江1号用水路五領川横断その2工事 場所:福井県坂井市丸岡町上金屋地内 期間:平成24年2月16日から平成24年6月21日まで 種別:土木一式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長 播磨 宗治	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成24年2月15日	飛鳥建設株式会社 北陸支店	福井市宝永4-9-13	予決令第102条の4第4号(イ)(有利随意契約)	60,270,000	60,060,000	99.6%	—	本工事は、高棕新江1号用水路五領川横断工事が年度内に完了することが不可能となったため、別件発注することとしたものであるが、①本工事で採用されているゼロスペース工法は、鋼矢板打設の精度により、その後の配管工事の施工性、経済性に影響を与える工法であるため、同一業者による一貫した施工が技術的に必要とされる②配管材料を前工事において既に注文しており、同一業者が一貫して施工することにより、瑕疵担保責任の範囲が明確になる③合算査定により諸経費の節減が図れる④工事の準備期間(20日)が不要となり、工期の短縮及びその間の仮設材損料(敷鉄板、仮設水路橋、鋼矢板、濁水処理施設)の節減が図れることから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第4号イに基づき、競争に付することが不利と認められる場合として、高棕新江1号用水路五領川横断工事の受注者である飛鳥建設(株)北陸支店と随意契約を締結するものである。	③ロ	—
3	平成23年度徳之島用水(一期)農業水利事業徳之島ダム洪水吐下流河道取付水路法面対策工事 鹿児島県大島郡天城町大字瀬滝地内 H24.3.9~H25.1.22	支出負担行為担当官 九州農政局長 吉村馨	熊本県熊本市春日2-10-1	平成24年3月9日	鹿島・フジタ・株木徳之島用水(一期)農業水利事業徳之島ダム建設工事共同企業体	福岡市博多区博多駅前3-12-10	予決令第102条の4第4号(イ)(有利随意契約)	157,626,000	152,250,000	96.5%	—	徳之島ダム建設工事は、平成21年度契約の徳之島ダム第三期建設工事(以下「前工事」)を施工中で、本工事は前工事に引き続き施工するものであるため。	③ロ	—
4	紋別海岸応急治山工事 紋別市元紋別 平成24年1月27日~平成24年3月8日 根固ブロック120個	分任支出負担行為担当官 網走西部森林管理署西紋別支署長 涌井賢一	紋別郡滝上町字滝上字滝ノ上原野3線北1	平成24年1月26日	株式会社菊地組	紋別郡滝上町字滝上原野1線北2	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	20,407,000	19,950,000	97.7%	—	1月上旬~中旬にかけての波浪による海岸浸食により既設防潮護岸の一部が破損した。今後の高波により既設防潮護岸の被害が拡大するおそれがあり、緊急に根固ブロックを設置する必要があったため。	③イ	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
5	清水坂災害対策工事(1号地) (場所 兵庫県加古川市志方町永室清水坂国有林) (期間 H24.3.24~H25.3.8) (種別 溪間工外)	分任支出負担行為担当官 兵庫森林管理署長 中島孝雄	兵庫県宍粟市山崎町今宿100-1	平成24年3月23日	株式会社松本工務店	兵庫県波賀町上野190-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	104,273,400	101,850,000	97.6%	—	3月14日、入札を行ったところ不調となった。工事予定箇所は平成23年9月の台風12号により山腹が崩壊し、流出土砂が下流の寺院、人家、老人福祉施設等に被害を及ぼしている。再度の入札を検討したが、降雨の度、土砂の流出が見られ、再度の災害の恐れがあること併せ、地元要望が高いことから緊急の対策が必要である。このことから随意契約とする。	③イ	—
6	平成23年度一般会計補正予算書(第4号)外の印刷製造	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 山下 容弘	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成24年1月10日	独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項(官報等の印刷等)	—	2,573,750	—	—	予算書の印刷製造を行っているのは独立行政法人国立印刷局以外になく、競争を許さないため(財務大臣通知1(2)①のハに該当するため)	①ハ	—
7	平成23年度米の放射性物質緊急調査業務(単価)	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 山下 容弘	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成24年1月13日	財団法人日本冷凍食品検査協会	東京都港区芝大門2-4-6	会計法第29条の3第4項(その他)	—	12,096,000	—	3	福島県からの支援要請を受け、米の放射性物質の調査について1月末をメドに終了する必要がある、依頼のあった数量を期間内に適正な分析を実施可能な者と契約を締結する必要があったため	—	単価契約
8	平成23年度米の放射性物質緊急調査業務(単価)	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 山下 容弘	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成24年1月13日	中外テクノス株式会社	東京都中央区日本橋浜町1-12-9	会計法第29条の3第4項(その他)	—	15,120,000	—	—	福島県からの支援要請を受け、米の放射性物質の調査について1月末をメドに終了する必要がある、依頼のあった数量を期間内に適正な分析を実施可能な者と契約を締結する必要があったため	—	単価契約
9	平成23年度施設園芸栽培の省力化・高品質化実証研究委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長藤本潔	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成24年1月24日	施設園芸復興コンソーシアム	茨城県つくば市観音台三丁目1番地1	会計法第29条の3第4項(特定情報)	298,000,000	298,000,000	100.0%	—	当該事業は、東日本大震災の被災地域の復興を加速するため、国等の有する農林水産・食品産業分野の先端技術を集中的に展開しその早期実用化を図ることが目的である。 そのため、東日本大震災において甚大な被害を被った宮城県唯一の公的試験研究機関として研究成果の活用が可能であり、かつ、これまで園芸作物の生産技術を蓄積してきた宮城県農業・園芸総合研究所が中心となり、本研究課題に必要な最先端の栽培技術等を有する機関と形成するコンソーシアムが本事業を実施できる唯一の機関であるため。	①二(ハ)	—
10	NaI(Tl)シンチレーション検出器を用いたガンマ線スペクトル測定装置(EMFジャパン(株)社製)測定能力向上業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 山下 容弘	東京都千代田区霞が関一丁目2番1号	平成24年2月6日	EMFジャパン株式会社	大阪府河内長野市南花台4-1-1	会計法第29条の3第4項(その他)	—	23,048,550	—	—	NaI(Tl)シンチレーション検出器を用いたガンマ線スペクトロメータの測定の精度の向上に必要な改良を行うには、重要物品であり、精密装置である当該機器の改良等を適正に行えること及び改良後に行う当該機器を用いた動作確認、適正な状態に設定することに対応することが必要不可欠であり、当該機器に関する十分な知見及び技術を有する必要があるが、これらの条件を満たしているのは製造メーカーのみであるため	—	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
11	農林水産省本省庁舎案内用タッチパネル設定変更業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 山下 容弘	東京都千代田区霞が関一丁目2番1号	平成24年2月10日	株式会社内田洋行	東京都江東区深川1-11-12	会計法第29条の3第4項(その他)	-	2,415,000	-	-	農林水産省本省庁舎案内用タッチパネルは、(株)内田洋行製の電子看板であり、コンテンツを構成するプログラム・画像などの一切の著作権は(株)内田洋行が所有していることから、設定変更業務は著作権を有している(株)内田洋行以外に業務を遂行することができないため	-	-
12	給与計算事務システム改修業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 山下 容弘	東京都千代田区霞が関一丁目2番1号	平成24年2月27日	株式会社IT働楽研究所	東京都千代田区内神田2-14-10	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	1,713,096	-	-	「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の施行に伴う給与計算システムの改修作業を緊急で行う必要が生じたため	③イ	-
13	平成23年度「技術・経営分析研究」委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長藤本潔	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成24年2月7日	新食料基地コンソーシアム	茨城県つくば市観音台三丁目1番地1	会計法第29条の3第4項(特定情報)	16,400,000	16,400,000	100.0%	-	当該事業は、東日本大震災の被災地域の復興を加速するため、国等の有する農林水産・食品産業分野の先端技術を集中的に展開しその早期実用化を図ることが目的である。 そのため、東日本大震災において甚大な被害を被った宮城県の園芸分野唯一の公的試験研究機関として研究成果の活用が可能であり、かつ、これまで園芸作物の生産技術を蓄積してきた宮城県農業・園芸総合研究所が中心となりつつ、技術導入に伴う経営状況変化に関する診断ノウハウを有する機関と形成するコンソーシアムが、本事業を実施できる唯一の機関であるため。	①二(へ)	-
14	販売環境整備米(22年産)買入契約 78千トン	食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省生産局長 今井敏	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成24年3月16日	社団法人米穀安定供給確保支援機構	東京都中央区日本橋小伝馬町15-15	会計法第29条の3第4項(その他)	-	-	-	4	市場から隔離された販売環境整備米は、米穀機構が唯一保有しているものであり競争を許さないため	-	単価契約契約金額については後日公表予定
15	岩木川左岸(二期)農業水利事業 左岸幹線水路浜の町区間(その1)工事に伴う費用負担に関する契約金	分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽農業水利事務所長 川端 正一	青森県つがる市木造萩野18-7	平成24年1月5日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
16	岩木川左岸(二期)農業水利事業 左岸幹線水路浜の町区間(その1)工事に伴う費用負担に関する契約金	分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽農業水利事務所長 川端 正一	青森県つがる市木造萩野18-7	平成24年1月5日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
17	中津山農業水利事業鶴家排水機場工事に伴う立木補償金	分任支出負担行為担当官代理 東北農政局中津山農業水利事業所次長 菅生 辰雄	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成24年1月19日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
18	中津山農業水利事業鶴家排水機場工事に伴う立木補償金	分任支出負担行為担当官代理 東北農政局中津山農業水利事業所次長 菅生 辰雄	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成24年1月19日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
19	中津山農業水利事業鶴家排水機場工事に伴う立木補償金	分任支出負担行為担当官代理 東北農政局中津山農業水利事業所次長 菅生 辰雄	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成24年1月19日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
20	中津山農業水利事業鶴家排水機場工事に伴う立木補償金	分任支出負担行為担当官代理 東北農政局中津山農業水利事業所次長 菅生 辰雄	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成24年1月19日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
21	和賀中部農業水利事業右岸導水幹線用水路調整池建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局和賀中部農業水利事業所長 浅田 務	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	平成24年2月24日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
22	和賀中部農業水利事業右岸導水幹線用水路調整池建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局和賀中部農業水利事業所長 浅田 務	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	平成24年2月24日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
23	和賀中部農業水利事業右岸導水幹線用水路調整池建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局和賀中部農業水利事業所長 浅田 務	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	平成24年2月24日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
24	和賀中部農業水利事業右岸導水幹線用水路調整池建設工事に伴う立竹木売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局和賀中部農業水利事業所長 浅田 務	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	平成24年2月24日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
25	和賀中部農業水利事業右岸導水幹線用水路調整池建設工事に伴う立竹木売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局和賀中部農業水利事業所長 浅田 務	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	平成24年2月24日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
26	和賀中部農業水利事業右岸導水幹線用水路調整池建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 東北農政局和賀中部農業水利事業所長 浅田 務	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	平成24年2月28日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
27	最上川下流沿岸農業水利事業 新余目堰用水路放水工(その2)その他工事に係る費用負担金	分任支出負担行為担当官 東北農政局最上川下流沿岸農業水利事業所長 及川和彦	山形県東田川郡庄内町余目字滑石54-1	平成24年3月14日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手が限定されるものであるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
28	中信平小水力発電水圧管その他工事に係る土地取得代金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 長谷部 均	長野県松本市大字島立2167-5	平成24年1月27日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	3,944,841	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
29	中信平小水力発電水圧管その他工事に係る土地取得代金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 長谷部 均	長野県松本市大字島立2167-5	平成24年1月27日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,049,198	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
30	中信平小水力発電水圧管その他工事に係る土地取得代金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 長谷部 均	長野県松本市大字島立2167-5	平成24年1月27日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,411,227	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
31	中信平小水力発電水圧管その他工事に係る土地取得代金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 長谷部 均	長野県松本市大字島立2167-5	平成24年1月27日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,397,568	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
32	中信平小水力発電水圧管その他工事に係る土地取得代金等補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 長谷部 均	長野県松本市大字島立2167-5	平成24年2月1日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	12,889,566	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
33	印旛沼二期農業水利事業白山甚兵衛揚水機場建設工事に係る土地売買代金一式	支出負担行為担当官 関東農政局長 宮坂 亘	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成24年2月3日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴い契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
34	印旛沼二期農業水利事業白山甚兵衛揚水機場建設工事に係る土地売買代金	分任支出負担行為担当官 関東農政局印旛沼二期農業水利事業所長 古川和夫	千葉県佐倉市宮小路町28番地	平成24年2月10日	若築建設株式会社	福岡県北九州市若松区浜町1-4-7	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴い契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
35	神流川沿岸農業水利事業上里幹線放水路に関する区分地上権変更に伴う対価	分任支出負担行為担当官 関東農政局神流川沿岸農業水利事業所長 志野 尚司	埼玉県本庄市北堀1700-2	平成24年2月20日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	土地改良財産である地下工作物保護のため、土地所有者と区分地上権設定契約を結ぶものであり、契約の相手方が特定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
36	事業所会議室の解体撤去一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所長 川	茨城県水戸市中河内町960-1	平成24年2月21日	大和リース株式会社 水戸支店	茨城県水戸市笠原町978-28	会計法第29条の3第4項(賃貸借)	-	2,205,000	-	-	賃貸借契約書に基づく契約	①ロ(付随するもの)	-
37	神流川沿岸農業水利事業上里幹線水路に係る区分地上権設定の変更に伴う対価	分任支出負担行為担当官 関東農政局神流川沿岸農業水利事業所長 志野 尚司	埼玉県本庄市北堀1700-2	平成24年2月24日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	土地改良財産である地下工作物保護のため、土地所有者と区分地上権設定契約を結ぶものであり、契約の相手方が特定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
38	神流川沿岸農業水利事業 上里幹線水路に係る区分地上権の変更に伴う対価	分任支出負担行為担当官 関東農政局神流川沿岸農業水利事業所長 志野 尚司	埼玉県本庄市北堀1700-2	平成24年3月1日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	土地改良財産である地下工作物保護のため、土地所有者と区分地上権設定契約を結ぶものであり、契約の相手方が特定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
39	阿賀野川用水国営造成土地改良施設整備事業 阿賀野川頭首工改修工事に伴う漁業権等の制限に係る補償 1式	分任支出負担行為担当官 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長 田中 久二	新潟県中央区川岸町1-49-3	平成24年2月22日	阿賀野川漁業協同組合	新潟県東蒲原郡阿賀町石間3881-4	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	4,900,000	-	-	公共工事の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
40	高棕新江1号用水路工事に伴う区分地上権設定	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長 播磨宗治	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成24年2月1日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,848,210	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであることから、会計法29条の3第4項に基づき随意契約によるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
41	河合春近用水路建設工事に伴う地役権設定	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長 播磨宗治	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成24年2月29日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,554,685	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであることから、会計法29条の3第4項に基づき随意契約によるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
42	庄川放水路工事に伴う土地取得	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大谷寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成24年2月17日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,664,468	-	-	公共事業の施行に伴う権利取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
43	庄川放水路工事に伴う土地取得	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大谷寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成24年2月17日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,095,524	-	-	公共事業の施行に伴う権利取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
44	岸渡排水路工事に伴う土地取得	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大谷寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成24年2月20日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2240328	-	-	公共事業の施行に伴う権利取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
45	岸渡排水路工事に伴う土地取得	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大谷寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成24年2月20日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	3371011	-	-	公共事業の施行に伴う権利取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
46	岸渡排水路工事に伴う土地取得	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大谷寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成24年2月20日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2557932	-	-	公共事業の施行に伴う権利取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
47	岸渡排水路工事に伴う土地取得	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大谷寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成24年2月20日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	2447359	—	—	公共事業の施行に伴う権利取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
48	岸渡排水路工事に伴う土地取得	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大谷寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成24年2月20日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1848092	—	—	公共事業の施行に伴う権利取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
49	岸渡排水路工事に伴う土地取得	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大谷寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成24年2月20日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	2967040	—	—	公共事業の施行に伴う権利取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
50	岸渡排水路工事に伴う土地取得	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大谷寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成24年2月20日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	3117216	—	—	公共事業の施行に伴う権利取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
51	宮川用水第二期地区五桂池下流排水路その1工事等施工に伴う営業補償 1式	分任支出負担行為担当官 東海農政局宮川用水第二期農業水利事業所長 丹羽 啓文	三重県伊勢市御園町新開892	平成24年1月19日	五桂池ふるさと村 村長 花谷則次	三重県多気郡多気町五桂956	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
52	西濃用水第二期地区西部幹線水路垂井サイホン区分地上権設定	分任支出負担行為担当官 東海農政局西濃用水第二期農業水利事業所長 本間新哉	岐阜県大垣市藤江町2-128	平成24年2月16日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
53	西濃用水第二期地区西部幹線水路垂井サイホン区分地上権設定	分任支出負担行為担当官 東海農政局西濃用水第二期農業水利事業所長 本間新哉	岐阜県大垣市藤江町2-128	平成24年2月16日	古山家具(株)	岐阜県不破郡垂井町1511-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
54	西濃用水第二期地区西部幹線水路垂井サイホン区分地上権設定	分任支出負担行為担当官 東海農政局西濃用水第二期農業水利事業所長 本間新哉	岐阜県大垣市藤江町2-128	平成24年2月16日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
55	西濃用水第二期地区西部幹線水路垂井サイホン区分地上権設定	分任支出負担行為担当官 東海農政局西濃用水第二期農業水利事業所長 本間新哉	岐阜県大垣市藤江町2-128	平成24年2月16日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
56	西濃用水第二期地区西部幹線水路垂井サイホン区分地上権設定	分任支出負担行為担当官 東海農政局西濃用水第二期農業水利事業所長本間新哉	岐阜県大垣市藤江町2-128	平成24年2月16日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
57	西濃用水第二期地区西部幹線水路垂井サイホン区分地上権設定	分任支出負担行為担当官 東海農政局西濃用水第二期農業水利事業所長本間新哉	岐阜県大垣市藤江町2-128	平成24年2月16日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
58	西濃用水第二期地区西部幹線水路垂井サイホン区分地上権設定	分任支出負担行為担当官 東海農政局西濃用水第二期農業水利事業所長本間新哉	岐阜県大垣市藤江町2-128	平成24年2月16日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
59	西濃用水第二期地区西部幹線水路垂井サイホン区分地上権設定	分任支出負担行為担当官 東海農政局西濃用水第二期農業水利事業所長本間新哉	岐阜県大垣市藤江町2-128	平成24年2月16日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
60	西濃用水第二期地区西部幹線水路垂井サイホン区分地上権設定	分任支出負担行為担当官 東海農政局西濃用水第二期農業水利事業所長本間新哉	岐阜県大垣市藤江町2-128	平成24年2月16日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
61	西濃用水第二期地区西部幹線水路垂井サイホン区分地上権設定	分任支出負担行為担当官 東海農政局西濃用水第二期農業水利事業所長本間新哉	岐阜県大垣市藤江町2-128	平成24年2月16日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
62	西濃用水第二期地区揖東幹線水路三輪サイホン区分地上権設定	分任支出負担行為担当官 東海農政局西濃用水第二期農業水利事業所長本間新哉	岐阜県大垣市藤江町2-128	平成24年2月24日	大垣ガス(株)	岐阜県大垣市寺内町3-67	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
63	西濃用水第二期地区西部幹線水路垂井サイホン区分地上権設定	分任支出負担行為担当官 東海農政局西濃用水第二期農業水利事業所長本間新哉	岐阜県大垣市藤江町2-128	平成24年2月27日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
64	西濃用水第二期地区西部幹線水路垂井サイホン区分地上権設定	分任支出負担行為担当官 東海農政局西濃用水第二期農業水利事業所長本間新哉	岐阜県大垣市藤江町2-128	平成24年2月27日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-



番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
65	平成23年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野区域(下ツ道)に係る埋蔵文化財の発掘調査設計等業務	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年1月13日	奈良県知事 荒井正吾	奈良県奈良市登大路町30	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	1,165,666	1,165,666	100.0%	—	文化財保護法第93条・94条に基づき実施する発掘調査であり、奈良県内における発掘調査は文化財保護担当部局である奈良県との協定に基づき実施することとしており、本遺跡は県立橿原考古学研究所が発掘を行うものであり、契約の性質が競争を許さない。	①イ(二)	—
66	大和紀伊平野(一期)農業水利事業 大和平野幹線水路改修(初瀬川工区第2号幹線布留川南流水管橋)建設工事に伴う水道施設の機能回復補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年1月24日	天理市上下水道事業管理者 中谷博	奈良県天理市川原城町600番地10	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
67	10~12月分事務所維持管理費(大和紀伊)	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年1月25日	大和平野土地改良区 理事長 金澤秀樹	奈良県橿原市城殿町459	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	2,327,583	2,327,583	100.0%	—	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借に付随する分担金であるため随意契約を行うものである。	①ロ(付随するもの)	—
68	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県営曾我川工区導水幹線その8改修工事に伴う土地補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年1月31日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
69	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野県営右岸幹線水路(藤崎井水路和歌山工区(弘西その2)改修工事に伴う区分地上権設定補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年2月14日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う区分地上権設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
70	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野県営右岸幹線水路(藤崎井水路和歌山工区(弘西その2)改修工事に伴う地役権設定補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年2月14日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う地役権設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
71	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野山田ダム水路(左岸)長山サイホン改修工事に伴う区分地上権設定補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年2月29日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う区分地上権設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
72	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野紀の川左岸支線水路(山手水路)その2改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年3月2日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
73	国営十津川紀の川直轄管理事業に係る土地売買契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長 加藤 公平	奈良県吉野郡大淀町下淵388-1	平成24年3月5日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う用地買収に関して契約を行うものであり、事業に必要な土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
74	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野支線水路等改修工事に伴うガス供給施設の機能回復補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年3月6日	大阪ガス株式会社 導管事業部	大阪府東大阪市稲葉2丁目3-17	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
75	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野団体営金剛工区北窪佐味線改修工事に伴う水道施設の機能回復補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年3月13日	御所市水道事業管理者 御所市長	奈良県御所市櫛羅2055	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
76	大和紀伊平野農業水利事業(一期)大和平野幹線水路等(国営西部幹線水路大屋水路橋他)改修工事に伴うガス供給施設の機能回復補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年3月21日	大和ガス株式会社	奈良県大和高田市旭南町8-36	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
77	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路府中工区その3改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年3月21日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
78	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路府中工区その3改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年3月21日	有限会社 ミツク和歌山	和歌山県和歌山市黒田105-5	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
79	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路府中工区その3改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年3月21日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
80	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路府中工区その3改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年3月21日	大和住宅株式会社	和歌山県和歌山市吹上二丁目6-45	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
81	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路府中工区その3改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年3月21日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
82	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路府中工区その3改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年3月21日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
83	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路(山口西その2)建設工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年3月21日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
84	1~2月分事務所維持管理費(大和紀伊)	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年3月23日	大和平野土地改良区	奈良県橿原市城殿町459	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	1,525,721	1,525,721	100.0%	—	当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借に付随する分担金であるため随意契約を行うものである。	①ロ(付随するもの)	—
85	大和紀伊平野農業水利事業(一期)大和平野国営東部幹線水路浅古サイホン旧管撤去(桜町工区)工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年3月27日	株式会社 大和レッカー	奈良県桜井市浅古161	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
86	大和紀伊平野農業水利事業(一期)大和平野国営東部幹線水路浅古サイホン旧管撤去(桜町工区)工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年3月27日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
87	大和紀伊平野農業水利事業紀伊平野荒見井連絡水路その9他改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年3月28日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
88	大和紀伊平野農業水利事業紀伊平野荒見井連絡水路その9他改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年3月28日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
89	大和紀伊平野農業水利事業紀伊平野荒見井連絡水路その9他改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年3月28日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
90	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県営飛鳥工区第2号幹線(右岸)その5改修工事に伴う水道施設の機能回復補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年3月29日	橿原市上水道事業管理者	奈良県橿原市小房町9-23	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
91	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和紀伊平野地区土地改良事業大和平野農業用水施設改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年3月30日	大和平野土地改良区	奈良県橿原市城殿町459	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
92	北部幹線水路(板東・萩原工区)建設工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年1月4日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,663,817	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
93	北部幹線水路(板東・萩原工区)建設工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年1月4日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,493,479	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
94	岡山南部農業水利事業湛井十二ヶ郷用水路西山区外整備工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局岡山南部農業水利事業所長 村岡 宏	岡山県総社市中央1-5-35	平成24年1月6日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,656,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
95	北部幹線水路(太郎八須工区)建設工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年1月12日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	4,756,095	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
96	那賀川(二期)農地防災事業 南岸幹線水路(その6)工事に係る費用負担代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事業所長 金光 譲二	徳島県阿南市日開野町西居内456	平成24年1月23日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,417,282	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
97	北部幹線水路(板東・萩原工区)建設工事に係る地上権設定代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年2月2日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,579,466	-	-	公共事業の施行に伴う権利の設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
98	北部幹線水路(松工区その6)工事に係る土地使用補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年2月29日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,286,728	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
99	北部幹線水路(松工区その6)工事に係る土地使用補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年2月29日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,436,966	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
100	香川用水土器川沿岸農業水利事業 買田幹線水路改修(その3)工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長 渡邊 和真	香川県丸亀市飯山町川原1114-1 飯山市民総合センター3F	平成24年3月5日	まんのう町	香川県仲多度郡まんのう町吉野下430	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,648,362	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるもの。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
101	北部幹線水路(川端工区その10)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年3月16日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,496,060	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
102	南部幹線水路(川端新田工区)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年3月19日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,118,900	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
103	香川用水農業水利事業 和田支線水路改修(その1、2、3)工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長 渡邊 和真	香川県丸亀市飯山町川原1114-1 飯山市民総合センター3F	平成24年3月21日	観音寺市水道事業観音寺市長	香川県観音寺市茂木町五丁目4番37号	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	3,770,200	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるもの。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
104	香川用水土器川沿岸農業水利事業 金倉川左岸幹線水路改修(その2)工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長 渡邊 和真	香川県丸亀市飯山町川原1114-1 飯山市民総合センター3F	平成24年3月26日	四国電力株式会社 丸亀営業所	香川県丸亀市大手町3丁目2番1号	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,151,601	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるもの。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
105	南部幹線水路(乙瀬工区その3)建設工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年3月27日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,526,301	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
106	柿原取水口等に係る工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年3月27日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,465,268	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
107	東部幹線水路(太郎八須工区)建設工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年3月27日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,224,600	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
108	東部幹線水路(太郎八須工区)建設工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年3月28日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,801,061	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
109	香川用水土器川沿岸農業水利事業 打越池導水路改修(その3、4)工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長 渡邊 和真	香川県丸亀市飯山町川原1114-1 飯山市民総合センター3F	平成24年3月29日	まんのう町水道事業管理者まんのう町長	香川県仲多度郡まんのう町吉野4300-11	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,612,380	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるもの。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
110	香川用水土器川沿岸農業水利事業 金倉川左岸幹線水路改修(その2)工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長 渡邊 和真	香川県丸亀市飯山町川原1114-1 飯山市民総合センター3F	平成24年3月29日	四国電力株式会社 丸亀営業所	香川県丸亀市大手町3丁目2番1号	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,026,252	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるもの。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
111	北部幹線水路(板東・萩原工区)建設工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年3月29日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,032,380	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
112	南部幹線水路(川端新田工区)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年3月30日	板野町	徳島県板野郡板野町吹田字町南22-2	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	3,629,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
113	北部幹線水路(桧工区その6)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年3月30日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,452,063	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
114	北部幹線水路(桧工区その6)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年3月30日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	2,017,252	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
115	北部幹線水路(桧工区その6)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年3月30日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,187,686	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
116	北部幹線水路(桧工区その6)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年3月30日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,011,031	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
117	北部幹線水路(桧工区その6)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年3月30日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,269,367	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
118	北部幹線水路(桧工区その6)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年3月30日	個人情報非公表	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	2,298,844	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
119	吉野川下流域農地防災事業に係る公共補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年3月30日	鳴門市	徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,679,430	—	—	事業に伴う公共補償であり、相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
120	那賀川(二期)農地防災事業の施行に伴う公共補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事務所長 金光 譲二	徳島県阿南市日開野町西居内456	平成24年3月16日	阿南市	徳島県阿南市富岡町トノ町12-3	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,956,000	1,956,000	100%	—	事業に伴う公共補償であり、相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
121	那賀川(二期)農地防災事業の施行に伴う公共補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事務所長 金光 譲二	徳島県阿南市日開野町西居内456	平成24年3月23日	小松島市	徳島県小松島市横須町1-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,922,000	1,922,000	100%	—	事業に伴う公共補償であり、相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
122	弓浜半島農業水利事業米川用水路附帯橋梁改修工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事務所長 宗岡 一正	鳥根県出雲市斐川町荏原105	平成24年3月26日	米子市水道事業管理者水道局長	鳥取県車尾南2-8-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	2,656,114	—	—	事業に伴う支障水道設備の移転補償であり、場所及び相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
123	中海干拓事業 古地井手川水路工事に伴う水道施設移設補償代金	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 國弘 実	岡山県岡山市北区下石井1-4-1	平成24年3月29日	米子市水道事業管理者水道局長	鳥取県車尾南2-8-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,321,110	-	-	事業に伴う支障水道設備の移転補償であり、場所及び相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
124	斐伊川沿岸農業水利事業 網場導水路他工事に伴う支障水道移転補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所長 宗岡 一正	島根県出雲市斐川町荘原105	平成24年3月30日	斐川栄道水道企業団	島根県出雲市斐川町上庄原1749-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,529,000	-	-	事業に伴う支障水道設備の移転補償であり、場所及び相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
125	筑後川下流左岸農地防災事業昭代1号線(蒲生工区)工事に伴う事業損失補償 事業損失 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 渡辺博之	福岡県久留米市津福今町472-31	平成24年1月5日	蒲生納骨堂組合	福岡県柳川市蒲生81-3	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,641,500	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
126	筑後川下流左岸農地防災事業下久末線(血垣開工区)工事に伴う事業損失補償 事業損失 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 渡辺博之	福岡県久留米市津福今町472-31	平成24年1月10日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,452,700	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
127	平成22年度肝属中部(二期)農業水利事業肝付ファームポンド管理用道路工事外に係る立竹木売買契約代金 杉 9,434m2	分任支出負担行為担当官 九州農政局肝属中部農業水利事業所長 古澤清崇	鹿児島県鹿屋市新川町597	平成24年1月17日	社団法人鹿児島県森林整備公社	鹿児島市山下町9-15	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,619,087	1,619,087	100%	0	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
128	筑後川下流白石平野(二期)農業水利事業山脚導水路(西分工区)工事に伴う電気工作物移転等補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事業所長 尾川幸彦	佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3	平成24年1月17日	九州電力株式会社 武雄営業所	佐賀県武雄市武雄町大字昭和776	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,119,056	1,119,056	100%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
129	筑後川下流白石平野(二期)農業水利事業山脚導水路(東分工区)工事に伴う上水道管移設補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事業所長 尾川幸彦	佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3	平成24年1月19日	江北町	佐賀県杵島郡江北町大字山口1651-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,521,450	1,521,450	100%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
130	筑後川下流左岸農地防災事業田川城島1号線(前牟田工区)建設工事に伴う電気通信設備移転等工事費用補償 電気通信設備移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 渡辺博之	福岡県久留米市津福今町472-31	平成24年1月24日	西日本電信電話株式会社 福岡支店	福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-28	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,150,473	1,150,473	100%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
131	平成23年度福富海岸保全事業正面堤防(No.52~No.57)改修工事に伴う電気工作物移設等補償金 H24.1.25~H24.3.16	分任支出負担行為担当官 九州農政局有明海岸保全事業所長 佐伯和英	佐賀県佐賀市城内2-10-20	平成24年1月25日	九州電力株式会社 武雄営業所	佐賀県武雄市武雄町大字昭和776	会計法第29条の3第4項(用地補償)	4,977,351	4,977,351	100%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
132	肝属中部(一期)農業水利事業荒瀬ダム第四期建設工事に伴う損失補償代金 土地使用補償 8,027m2 土壌改良費 8,027m2	分任支出負担行為担当官 九州農政局肝属中部農業水利事業所長 古澤清崇	鹿児島県鹿屋市新川町597	平成24年1月30日	個人情報非公表	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,181,916	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
133	筑後川下流白石平野(一期)農業水利事業白石平野揚水機場建設工事に伴う建物等修復補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事業所長 尾川幸彦	佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3	平成24年1月30日	宗教法人 円長寺	佐賀県小城市牛津町勝827-□	会計法第29条の3第4項(用地補償)	4,562,300	4,562,300	100%	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
134	筑後川下流左岸農地防災事業下久末線(血垣開工区)工事に伴う事業損失補償事業損失 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 渡辺博之	福岡県久留米市津福今町472-31	平成24年2月8日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	3,280,600	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
135	筑後川下流左岸農地防災事業昭代2号線(九網工区)工事に伴う電気工作物移転補償電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 渡辺博之	福岡県久留米市津福今町472-31	平成24年2月8日	九州電力株式会社 福岡お客さまセンター久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,092,415	1,092,415	100%	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
136	筑後川下流左岸農地防災事業大溝線(福間工区)工事に伴う電気工作物移転補償電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 渡辺博之	福岡県久留米市津福今町472-31	平成24年2月8日	九州電力株式会社 福岡お客さまセンター久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,685,951	1,685,951	100%	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
137	筑後川下流左岸農地防災事業大溝線(上白垣工区)工事に伴う損失補償その他通損 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 渡辺博之	福岡県久留米市津福今町472-31	平成24年2月8日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,270,500	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
138	筑後川下流左岸農地防災事業大溝線(上白垣工区)工事に伴う損失補償その他通損 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 渡辺博之	福岡県久留米市津福今町472-31	平成24年2月8日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,260,000	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
139	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線(杉町上流工区)工事に伴う水道管等移設補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 美濃眞一郎	福岡県久留米市津福今町472-31	平成24年2月9日	西佐賀水道企業団企業長 江里口秀次	佐賀県佐賀市久保田町大字徳万57-2	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,676,850	1,676,850	100%	—	本契約は公共事業の施行に伴う損失補償に関して行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
140	筑後川下流左岸農地防災事業大溝線(笹淵工区)工事に伴う電気工作物移転補償電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 渡辺博之	福岡県久留米市津福今町472-31	平成24年2月9日	大木町	福岡県三潨郡大木町大字八町牟田255-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,226,400	1,226,400	100%	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
141	筑後川下流左岸農地防災事業西浜武線(吉祥工区)工事に伴う電気工作物移転補償電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 渡辺博之	福岡県久留米市津福今町472-31	平成24年2月21日	九州電力株式会社 福岡お客さまセンター八女営業所	福岡県八女市稲富53-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,363,862	1,363,862	100%	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
142	有明海東部海岸保全事業大和工区堤防改修工事に伴う損失補償金 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局有明海岸保全事業所長 佐伯和英	佐賀県佐賀市城内2-10-20	平成24年3月22日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—



番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
143	有明海東部海岸保全事業大和工区堤防改修工事に伴う損失補償金一式	分任支出負担行為担当官 九州農政局有明海岸保全事業所長 佐伯和英	佐賀県佐賀市城内2-10-20	平成24年3月22日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
144	筑後川下流白石平野(一期)農業水利事業行政需要の増大に対する費用負担 H24.4.1~H23.2.28	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事業所長 尾川幸彦	佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3	平成24年3月28日	小城市	佐賀県小城市小城町253-21	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,323,529	1,323,529	100%	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
145	筑後川下流白石平野(一期・二期)農業水利事業行政需要の増大に対する費用負担 H24.4.1~H23.2.28	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事業所長 尾川幸彦	佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3	平成24年3月28日	白石町	佐賀県杵島郡白石町大字福田1247-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	2,255,000	2,255,000	100%	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
146	筑後川下流白石平野(二期)農業水利事業行政需要の増大に対する費用負担 H22.4.1~H23.2.28	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事業所長 尾川幸彦	佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3	平成24年3月28日	大町町	佐賀県杵島郡大町町大字大町5017	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,391,520	1,391,520	100%	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
147	筑後川下流白石平野(一期・二期)農業水利事業行政需要の増大に対する費用負担 H24.4.1~H23.2.28	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事業所長 尾川幸彦	佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3	平成24年3月28日	江北町	佐賀県杵島郡江北町大字山口1651-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,391,520	1,391,520	100%	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
148	平成23年度曾於北部(二期)農業水利事業南幹線水路(内村工区)工事に伴う水道管移設補償 水道管移設一式	分任支出負担行為担当官 九州農政局曾於北部農業水利事業所長 米川公一	鹿児島県曾於市財部町南俣667	平成24年3月29日	曾於市	鹿児島県曾於市末吉町二之方1980	会計法第29条の3第4項(用地補償)	3,258,524	3,258,524	100%	—	本契約は公共事業の施行に伴う水道管移設に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
149	検定合格証紙	支出負担行為担当官 動物医薬品検査所長 境 政人	東京都国分寺市戸倉1-15-1	平成24年1月16日	独立行政法人 国立印刷局	東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項(官報等の印刷等)	—	3,704,000	—	—	検定合格証紙の印刷製造を行っているのは独立行政法人国立印刷局以外になく、競争を許さないため。	①ハ	—
150	特別伐倒駆除作業(薬剤・破砕・持出処理)請負契約 数量1,442.43m3	分任支出負担行為担当官 福岡森林管理署長 津々見正樹	福岡県福岡市早良区百道1-16-29	平成24年1月25日	福岡愛林有限公司	福岡県福岡市早良区西新5丁目15-40	予決令第102条の4第4号(イ)(有利随意契約)	—	26,775,000	—	—	既に松食い虫防除を実施している同一箇所の防除対象外箇所において、例年になく甚大な被害が発生し、そのまん延を防止するため早急な防除が必要となったことから、既に同一箇所で実施している当該契約者と契約することが効率的であり、有利であるため。	③ロ	—
151	特別伐倒駆除作業(破砕・持出処理)請負契約 数量1,077.65m3	分任支出負担行為担当官 福岡森林管理署長 津々見正樹	福岡県福岡市早良区百道1-16-29	平成24年1月25日	筑豊林業有限公司	福岡県嘉麻市牛隈193番地12	予決令第102条の4第4号(イ)(有利随意契約)	—	13,230,000	—	—	既に松食い虫防除を実施している同一箇所の防除対象外箇所において、例年になく甚大な被害が発生し、そのまん延を防止するため早急な防除が必要となったことから、既に同一箇所で実施している当該契約者と契約することが効率的であり、有利であるため。	③ロ	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
152	松けむし駆除事業(指定薬剤購入、調合、地上散布外)請負契約 散布面積22.76ha 散布総量27,312kg	分任支出負担行為担当官 大隅森林管理署長 肥後幸男	鹿児島県鹿屋市下堀町 2926-3	平成24年1月5日	サンケイ化学株式会社	鹿児島県鹿屋市南栄2丁目9番地	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	1,396,500	—	—	国有林に隣接する町有林において、松毛虫が大量に発生し、その食害被害は進行が極めて早く、国有林にも被害が及んだことから、そのまん延を早期に防止するためには、既に町が契約している当該契約者と契約することが、最も効率的で早期に駆除できるため。	③イ	—